



月刊 千葉労働

国鉄千葉動力車労働組合

〒260 千葉市中央区要町2番8号 (動力車会館)

電話 (鉄電) 千葉 2935・2939 番

(公) 043 (222) 7297 番

97.8.11 No. 4639

木更津脱退強要地労委 (8月7日)

第1回審問が行われる

布施副委員長
会社の不当な労務政策に
痛烈な指てき！

八月七日、一三時三〇分、千葉県地方労働委員会において、木更津支部脱退強要事件の第一回審問が行なわれ、組合側証人として布施副委員長が証言を行った。

本件は、ECへの転換を希望していた木更津支部組合員に対して小関支区長(当時)が、「EC転換の条件は動労千葉からの脱退だ」と持ちかけ、支区長自らが脱退届けと東労組への加入届けを手渡し、記入させた上でそれを受け取って脱退させたというものである。明らかに千葉支社ぐるみの不当労働行為である。

労働者の切実な要求を動労千葉からの脱退の手段としか見ようとして、そのためには労働者の気持ちを踏みにじろうとなどであるうと関係なく差別する。しかも、こんな卑劣な手段をJR総連革マルと結託して行なっているのだ。絶対に許すことはできない。

会社とJR総連の癒着を痛烈に指摘

第一回審問において布施副委員長は、動労千葉の分離・独立に至る経過、分割・民営化攻撃

キと新会社以降に伴う二名の不採用問題、JR直後から翌年にかけての強制配転と「塩漬」の実態、本件と同種の木戸くん脱退強要事件の実態、九〇年三月の清算事業団解雇に反対するストライキへの処分と褒賞金の差別の実態、運転士への登用差別の実態、九一・三ダイ改に伴う習志野運輸区設置と強制配転問題、勝浦運輸区廃止—鴨川運輸区設置差別の実態などを証言するとともに、「地労委は異常だ」という労働委員会に対する会社側の姿勢を痛烈に批判した。

そして、これらの労務政策の結果が運転士の移動をJR総連の横槍で「凍結」するというところまで行き着いてしまっているという危機的な現状を明らかにした。

最後に、本件の脱退強要問題については、日本でも有数の企業と称している会社の職制が、現場では脱退届けを公然と出すような腐った会社になっていると痛烈に指摘して審問を終了した。

次回審問は、布施副委員長に対する会社側の反対尋問が行なわれる予定となっている。本件の勝利に向けて傍聴に結集しよう。

勝浦運輸区廃止差別地労委
責任のがれの証言にさっしうさっしう！

八月七日、木更津支部脱退強要事件に先立って一〇時から、おなじく千葉地労委において、勝浦運輸区廃止差別地労委の第一回審問が行なわれ、会社側・真保証人(当時、輸送課長)に対する組合側反対尋問の二回目が行なわれ、勝浦運輸区廃止—鴨川運輸区新設を動労千葉に対してはひた隠しにしてきた会社側の実態を暴きだし、不当労働行為の実態を明らかにした。

審問の中で真保証人は、鴨川運輸区の設定に関する責任者は自分自身であると証言しておきながら、鴨川運輸区の工事図面は見たことがないと証言したり、要員規模に基づいて工事が行なわれるにも関わらず工事関係部署には要員規模も伝えていないと証言したり、予算が付かないと建築確認もできないと証言したのである。しかし、真保証人は予算の決定が九五年五月中旬であると証言しているが、実際にはそれより以前の三月末に建築確認申請を鴨川土木事務所に行なっていたのである。この事実を突き付けられた真保証人は黙ってしまい、挙げ句の果ては「知らない、細かいことにはタッチしていない」と言い出す始末であった。

審議過程で議員宅に手土産を持って回った問題では「社会通念上の手土産を持って、有力議員のところを回った」と証言した。しかも、ダイ改時には地元説明に回ることがよくある、などと全くウソの証言まで行うという有様であった。

結局、真保証人は、輸送課長という要職にありながら、自分に責任が及ぶような肝腎なことについては「知らない、分からない」と逃げて回るといふ態度に終始し、責任逃れに汲々とする証言であった。

このことから、勝浦運輸区廃止—鴨川運輸区設置の真の目的が、動労千葉の拠点である勝浦運輸区を解体するという組織攻撃であったことは明白となった。

次回審問は、西野証人(当時、人事課長)に対する会社側主尋問が行なわれる予定となっている。勝浦運輸区復活に向け、傍聴に結集しよう。

また、「勝浦運輸区の存続を求める請願」の勝浦市議会での

勝浦運輸区廃止差別地労委	とき	九月三〇日(火)
木更津支部脱退強要差別地労委	場所	千葉地労委
	とき	九月三〇日(火) 一四時三〇分
	ところ	千葉地労委